

IV 税額計算等

1 税額計算の方法

(令和元年10月以降の税額計算方法)

問16 軽減税率制度が実施された令和元年10月から令和5年9月までの税額の計算方法について教えてください。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率制度の下では、基本的には、税率の異なるごとに売上げ及び仕入れを記帳し、これを基に、税率ごとの売上総額及び仕入総額を算出して売上税額及び仕入税額を計算することになります(改正法附則34②)。

なお、消費税の申告に当たっては、軽減税率制度の実施前も一定の要件の下、一領収単位ごとに1円未満の端数処理を行った消費税等相当額(消費税及び地方消費税の合計額に相当する金額)に基づいた消費税額の計算(積上げ計算)を行うことができましたが、実施後においては税率が複数となることから、税率の異なるごとに端数処理を行うこととなります。具体的には、一領収単位において税率の異なるごとに1円未満の端数処理を行った場合には、これまでと同様の要件を満たすことを前提として、税率の異なるごとに端数処理を行った後の消費税等相当額を基礎として納付すべき消費税額等の計算を行うことができることとされています(改正省令附則12、旧軽減通達25)。

《税額計算の方法》

1 売上げに係る消費税額の計算

① 軽減税率対象の売上げに係る消費税額

軽減税率の対象となる 課税売上げ(税込み)	×	6.24/108	=	軽減税率の対象となる 売上げに係る消費税額
--------------------------	---	----------	---	--------------------------

② 標準税率対象の売上げに係る消費税額

標準税率の対象となる 課税売上げ(税込み)	×	7.8/110	=	標準税率の対象となる 売上げに係る消費税額
--------------------------	---	---------	---	--------------------------

③ 売上げに係る消費税額の合計

軽減税率の対象となる 売上げに係る消費税額	+	標準税率の対象となる 売上げに係る消費税額	=	売上げに係る消費税額の合計
--------------------------	---	--------------------------	---	---------------

2 仕入れに係る消費税額の計算

① 軽減税率対象の仕入れに係る消費税額

軽減税率の対象となる 課税仕入れ(税込み)	×	6.24/108	=	軽減税率の対象となる 仕入れに係る消費税額
--------------------------	---	----------	---	--------------------------

② 標準税率対象の仕入れに係る消費税額

標準税率の対象となる 課税仕入れ（税込み）	×	7.8/110	=	標準税率の対象となる 仕入れに係る消費税額
--------------------------	---	---------	---	--------------------------

③ 仕入れに係る消費税額の合計

軽減税率の対象となる 仕入れに係る消費税額	+	標準税率の対象となる 仕入れに係る消費税額	=	仕入れに係る消費税額の合計
--------------------------	---	--------------------------	---	---------------

3 消費税額の計算

売上げに係る消費税額の合計	-	仕入れに係る消費税額の合計	=	納付すべき消費税額
---------------	---	---------------	---	-----------

4 地方消費税額の計算

納付すべき消費税額	×	22/78	=	納付すべき地方消費税額
-----------	---	-------	---	-------------

5 納付すべき消費税額等の計算

納付すべき消費税額	+	納付すべき地方消費税額	=	納付すべき消費税額等
-----------	---	-------------	---	------------

2 税額計算等の特例

(売上税額の計算の特例の概要)

問17 税率の異なるごと取引を区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例(経過措置)の概要を教えてください。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率制度の下で求められる区分経理に事業者が円滑に対応できるよう、課税売上げ(税込み)を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、経過措置として、次に掲げる方法により売上税額を計算する特例が認められていました(改正法附則38①②④)。

① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ(税込み)に、当該事業に係る課税仕入れ(税込み)に占める軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ(税込み)の割合(小売等軽減仕入割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算できます。

② 軽減売上割合の特例

課税売上げ(税込み)に、通常連続する10営業日の課税売上げ(税込み)に占める同期間の軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)の割合(軽減売上割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算できます。

ここでいう通常連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません(旧軽減通達22)。

③ 上記①・②の割合の計算が困難な場合

上記①・②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50/100とすることができます。

これらの経過措置を適用できる期間は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間(上記①の小売等軽減仕入割合の特例については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。)とされています。

《売上税額の計算の特例の一覧》

区分	① 課税仕入れ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者 【小売等軽減仕入割合の特例】	② ①以外の中小事業者 【軽減売上割合の特例】	③ ①・②で使用する割合の計算が困難な中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）に小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）とし、売上税額を計算する。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">小売等軽減仕入割合</p> $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）}}$ </div>	課税売上げ（税込み）に軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）とし、売上税額を計算する。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">軽減売上割合</p> $\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）}}$ </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算する。 （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象。
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

(仕入税額の計算の特例の概要)

問18 税率の異なるごとく取引を区分することが困難な中小事業者に対する仕入税額の計算の特例に係る経過措置の概要を教えてください。【令和5年10月改訂】

【答】

軽減税率制度の下で求められる区分経理に事業者が円滑に対応できるよう、課税仕入れ(税込み)を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、経過措置として、次に掲げる方法により仕入税額を計算する特例が認められていました(改正法附則39①、40①)。

① 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を行う中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ(税込み)に、当該事業に係る課税売上げ(税込み)に占める軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)の割合(小売等軽減売上割合)を乗じて、軽減対象資産に係る課税仕入れ(税込み)を算出し、仕入税額を計算できます。

なお、この他に、

② 簡易課税制度の届出の特例

消費税簡易課税制度選択届出書(以下「簡易課税制度選択届出書」といいます。)を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができる特例が設けられていました。

これらの経過措置を適用できる期間は次のとおりとされています。

・ ①の特例

令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間(簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。)

・ ②の特例

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間

《仕入税額の計算の特例の一覧》

区分	<p>① 課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者 【小売等軽減売上割合の特例】</p>	<p>② ①以外の中小事業者 【簡易課税制度の届出の特例】</p>
内容	<p>卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）に小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税仕入れ（税込み）とし、仕入税額を計算する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>小売等軽減売上割合</p> $= \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）}}$ </div>	<p>簡易課税制度選択届出書を提出した課税期間から簡易課税制度を適用できる。</p> <p>（参考）原則は、その課税期間の開始前に届出書の提出が必要。</p>
適用対象	<p>以下の期間において行った課税仕入れ</p> <p>令和元年10月1日から 令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間</p> <p>※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p>	<p>以下の課税期間に適用可能</p> <p>令和元年10月1日から、 令和2年9月30日までの日の属する課税期間</p>

(税額計算の特例の適用関係)

問 19 適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せを教えてください。【令和 2 年 9 月改訂】

【答】

適用可能な売上税額と仕入税額の計算の特例の組合せは次表のとおりです（◎が組合せができるもの、×が組合せができないものを示します。）。

			売上税額の計算		
			特例適用なし	特例適用あり	
				小売等軽減仕入割合の特例※ ¹ 【問 17 参照】	軽減売上割合の特例※ ¹ 【問 17 参照】
仕入税額の計算	一般課税		◎ 【問 21 参照】	◎ 【問 21 参照】	
	簡易課税		×	◎ 【問 22 参照】	
	特例適用あり	簡易課税制度の適用あり	◎	×	◎ 【問 22 参照】
		簡易課税制度の適用なし	◎	×	◎※ ² 【問 23 参照】

※ 1 軽減売上割合や小売等軽減仕入割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減税率の対象品目の譲渡等を行う中小事業者は、その割合を 50/100 とすることができます。

※ 2 同じ事業について、軽減売上割合の特例と小売等軽減売上割合の特例を適用する場合、仕入税額の計算に当たっては、小売等軽減売上割合ではなく軽減売上割合を用いて、軽減対象資産の仕入税額を計算します（改正令附則 15）。

(税額計算の特例を用いた税額計算の方法)

問 20 経過措置として設けられていた売上税額や仕入税額の計算の特例を用いた売上税額及び仕入税額の計算方法を教えてください。【令和5年10月改訂】

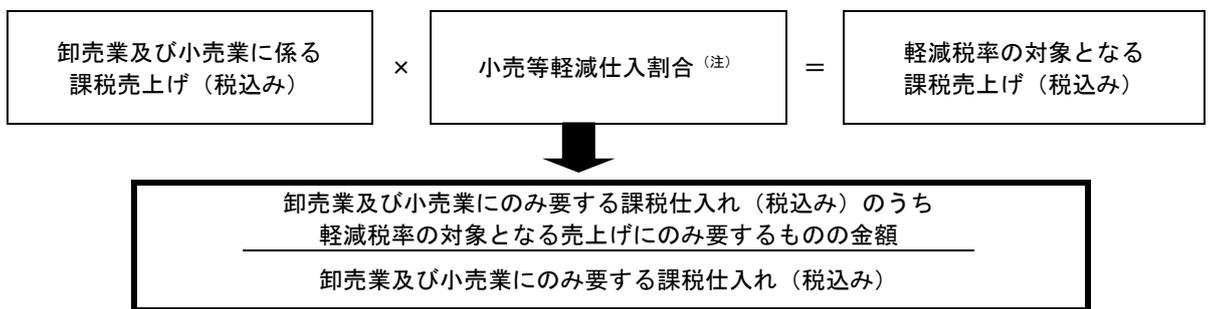
【答】

税率の異なるごと取引を区分することが困難な中小事業者に対して設けられていた、売上税額や仕入税額の計算の特例を用いた売上税額及び仕入税額の計算方法は、次のとおりです。

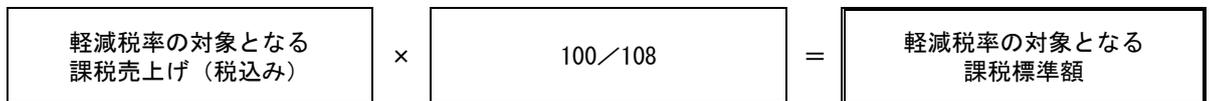
1 売上税額の計算の特例

(1) 小売等軽減仕入割合の特例による売上税額の計算方法 (改正法附則 38②)

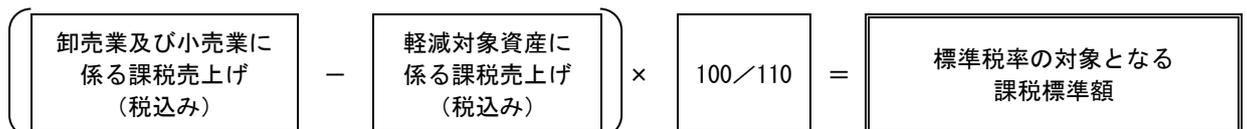
① 卸売業及び小売業に係る軽減税率の対象となる課税標準額



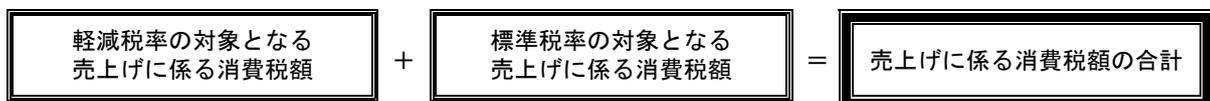
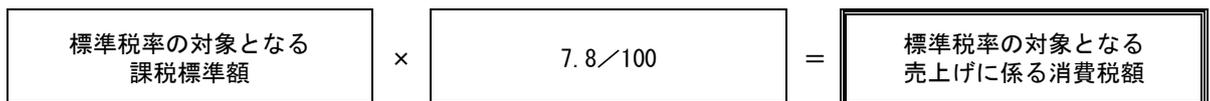
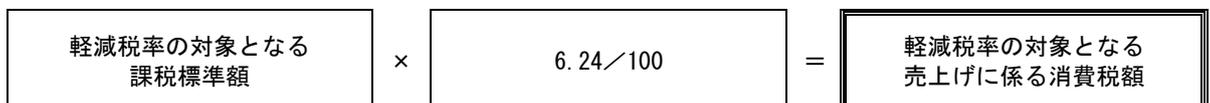
(注) 主として軽減税率の対象品目の譲渡等を行う中小事業者で小売等軽減仕入割合の計算が困難な場合は、その割合を 50/100 とすることができます。



② 卸売業及び小売業に係る標準税率の対象となる課税標準額



③ 売上税額の計算

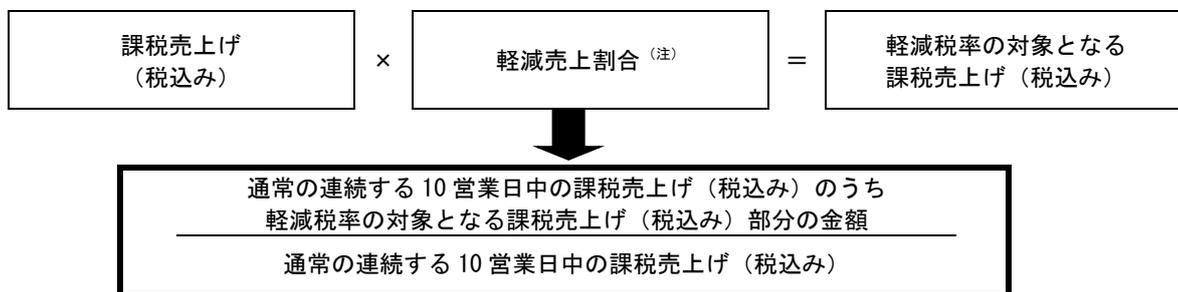


(注) 納付すべき消費税額は、上記の「売上げに係る消費税額の合計」から、税率ごとに区分して合計した「仕入れに係る消費税額の合計」を控除し、計算します。

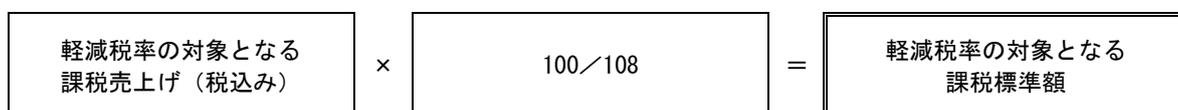
また、納付すべき地方消費税額は納付すべき消費税額の 22/78 となります（問 16 参照）。

(2) 軽減売上割合の特例による売上税額の計算方法（改正法附則 38①）

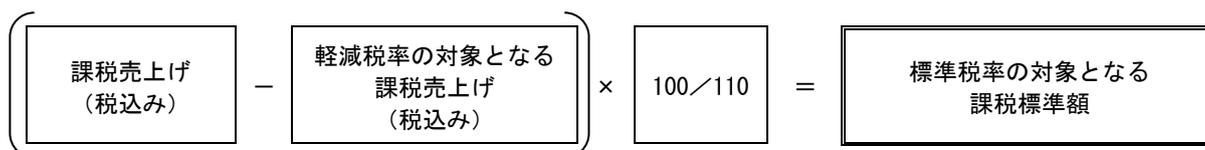
① 軽減税率の対象となる課税標準額



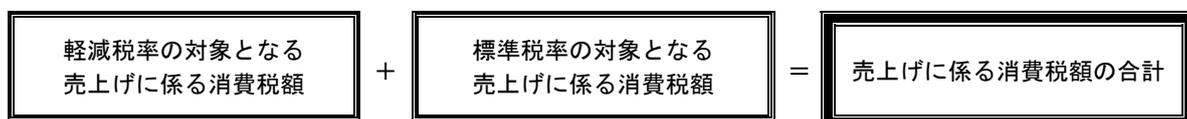
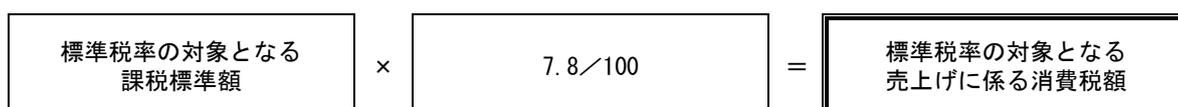
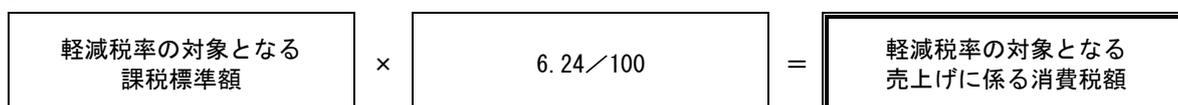
(注) 主として軽減税率の対象品目の譲渡等を行う中小事業者で軽減売上割合の計算が困難な場合は、その割合を 50/100 とすることができます。



② 標準税率の対象となる課税標準額



③ 売上税額の計算



(注) 納付すべき消費税額は、上記の「売上げに係る消費税額の合計」から、税率ごとに区分して合計した「仕入れに係る消費税額の合計」を控除し、計算します。
また、納付すべき地方消費税額は納付すべき消費税額の 22/78 となります（問 16 参照）。

2 仕入税額の計算の特例

○ 小売等軽減売上割合の特例による仕入税額の計算方法（改正法附則 39①）

① 卸売業と小売業の軽減税率の対象となる仕入税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{卸売業及び小売業に係る} \\ \text{課税仕入れ} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{小売等軽減売上割合} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税仕入れ} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array}$$

$$\frac{\text{卸売業及び小売業に係る課税売上げ (税込み) のうち} \\ \text{軽減税率の対象となる課税売上げ (税込み)}}{\text{卸売業及び小売業に係る課税売上げ (税込み)}}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税仕入れ} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 6.24/108 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array}$$

② 卸売業と小売業の標準税率の対象となる仕入税額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{卸売業及び小売業に係る} \\ \text{課税仕入れ} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税仕入れ} \\ \text{(税込み)} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline 7.8/110 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{標準税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array}$$

③ 仕入税額の計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{標準税率の対象となる} \\ \text{仕入れに係る消費税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{仕入れに係る消費税額の合計} \\ \hline \end{array}$$

(注) 納付すべき消費税額は、税率ごとに区分して合計した「売上げに係る消費税額の合計」から、上記「仕入れに係る消費税額の合計」を控除し、計算します。また、納付すべき地方消費税額は納付すべき消費税額の 22/78 となります（問 16 参照）。

(簡易課税制度を適用していない場合の売上税額の計算の特例)

問 21 簡易課税制度を適用していない場合(仕入税額の計算の特例も適用していません。)に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【令和5年10月改訂】

【答】

簡易課税制度を適用していない場合(仕入税額の計算の特例も適用していない場合)に適用することができた売上税額の計算の特例は、

- ① 「軽減売上割合」を用いて軽減対象資産の課税売上げ(税込み)を計算する「軽減売上割合の特例」
- ② 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、「小売等軽減仕入割合」を用いて軽減対象資産の課税売上げ(税込み)を計算する「小売等軽減仕入割合の特例」

となります(改正法附則 38①②)。

なお、①の「軽減売上割合」及び②の「小売等軽減仕入割合」の計算が困難な中小事業者(主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う中小事業者)は、その割合を50/100とすることができます(改正法附則 38④)。

(簡易課税制度を適用している場合の売上税額の計算の特例)

問 22 簡易課税制度を適用している場合(「簡易課税制度の届出の特例」を適用する場合があります。)に適用できる売上税額の計算の特例の概要について教えてください。【令和5年10月改訂】

【答】

簡易課税制度を適用する場合(「簡易課税制度の届出の特例」を適用する場合があります。)に適用することができた売上税額の計算の特例は、「軽減売上割合」を用いて軽減対象資産の課税売上げ(税込み)を計算する「軽減売上割合の特例」となります(改正法附則38①)。

なお、「軽減売上割合」の計算が困難な中小事業者(主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う中小事業者に限ります。)は、課税売上げ(税込み)の50/100を軽減対象資産の課税売上げ(税込み)とすることができます(改正法附則38④)。

(参考) 「簡易課税制度の届出の特例」について

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間において、課税仕入れ(税込み)を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度選択届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合、届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができました(改正法附則40①)。

(「軽減売上割合の特例」と「小売等軽減売上割合の特例」の適用関係)

問 23 小売業又は卸売業において、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合の特例」を適用する場合、仕入税額の計算の特例として「小売等軽減売上割合の特例」を適用することはできるのでしょうか。【令和5年10月改訂】

【答】

小売業又は卸売業において、「軽減売上割合の特例」を適用し、売上税額を計算する場合であっても、「小売等軽減売上割合の特例」を適用して仕入税額を計算することができました。

ただし、ご質問の場合において、売上税額の計算の特例として、「軽減売上割合の特例」を適用する場合、「小売等軽減売上割合の特例」を適用する仕入税額の計算に当たっては、「軽減売上割合の特例」を適用するに当たって使用する「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして計算を行うこととなります(改正令附則15)。